

2 菰野町の施策

(1) 計画の基本

①菰野町における「緑の基本計画」の位置づけ

本町では、「第6次菰野町総合計画（令和3年3月策定）」や「菰野町都市マスタープラン（令和2年3月策定）」において、将来のまちづくりの方向性を示しています。

本計画では、新しいまちづくりの方向性の中で、緑に関する部分の詳細な計画として位置づけています。

②計画の前提

計画期間	： 概ね10年後の令和13年度（2031年度）
将来人口（2031年）	： 39,611人
将来都市計画区域内人口	： 25,595人
目標年次の市街化区域面積	： 441ha
目標年次の都市計画区域面積	： 3,687ha
目標年次の行政区域面積	： 10,728ha

③目標水準

本町の緑の保全・創出に関する計画目標として、「緑地の確保目標」、「都市公園等の整備目標」の目標水準を定め、緑の将来像の実現を目指します。

■緑地の確保目標

区域		前回改定時 （平成 22 年）	現在 （令和2年）	目標年次 （令和 13 年）
市街化区域	緑地割合	2.4%	6.2%	6.5%
	緑地面積	9.0ha	27.2ha	28.7ha
都市計画区域	緑地割合	47.7%	46.8%	46.7%
	緑地面積	1,756.9ha	1,725.5ha	1,720.1ha
行政区域全体	緑地割合	80.7%	79.7%	79.4%
	緑地面積	8,658.6ha	8,552.1ha	8,512.8ha

≪計画対象区域内における緑地量の減少の抑制に努めます≫

■都市公園等の整備目標（都市計画区域内）

	前回改定時 （平成 22 年）	現在 （令和2年）	目標年次 （令和 13 年）
都市公園の面積（※1）	13.7ha	15.3ha	19.8ha
住民1人当たりの都市公園面積	5.2 m ² /人	5.7 m ² /人	7.7 m ² /人
都市公園等の面積（※2）	89.7ha	102.5ha	105.9ha
住民1人当たりの都市公園等面積	33.8 m ² /人	38.0 m ² /人	41.4 m ² /人

（※1）都市公園の面積・・・都市公園面積＋市民緑地面積

（※2）都市公園等の面積・・・都市公園面積＋市民緑地面積＋公共施設緑地面積

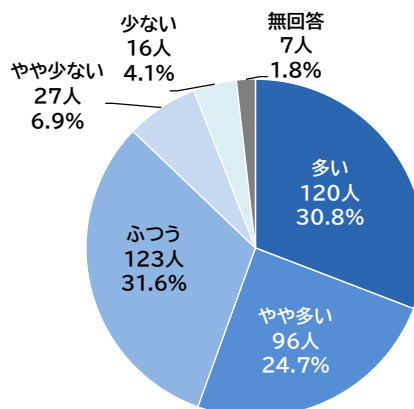
≪1人当たりの公園面積を 7.7 m²に増やします≫

(2) 住民の意識

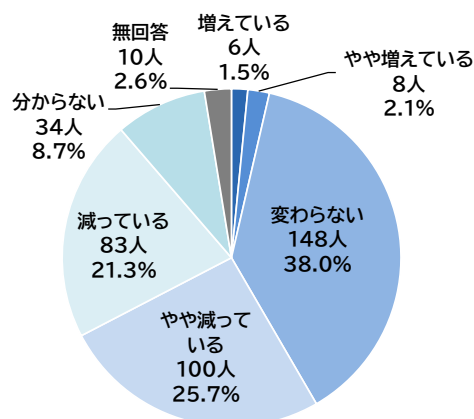
本町の住民が日ごろ感じている緑への考えや、環境・景観への意見等を把握するため、町内在住の10歳以上の方のうち、無作為に抽出した800人を対象に「緑・公園等に関するアンケート調査」を行いました。

①アンケート結果からの考察

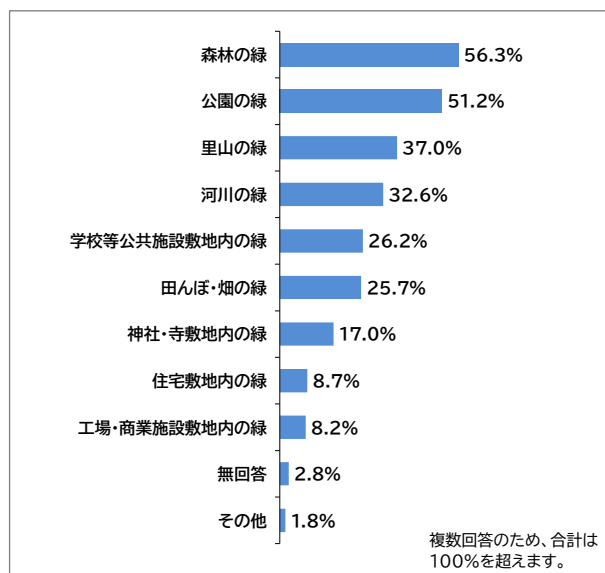
・身の周りの緑の量について「多い」と「やや多い」を足すと55.5%で過半数を超えており、緑豊かな地域であると認識しています。



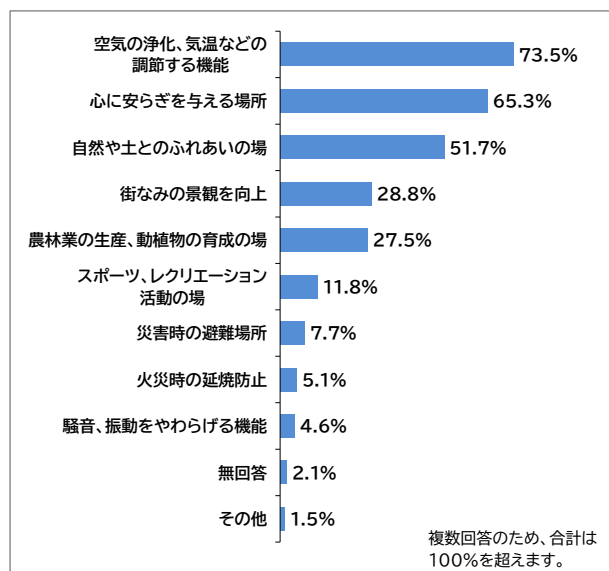
・10年前と比べると「減っている」と「やや減っている」を足すと47.0%で約半数の方が緑の減少を感じています。



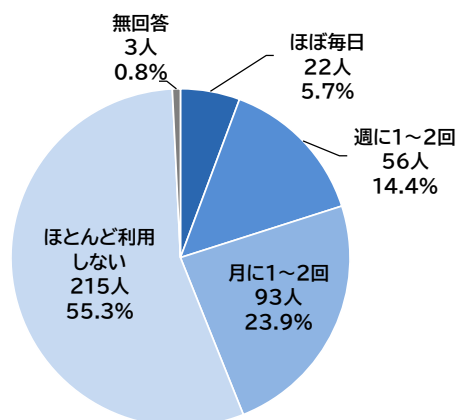
・重点的に保全する緑は「森林の緑」(56.3%)と「公園の緑」(51.2%)であり、積極的な保全が求められています。



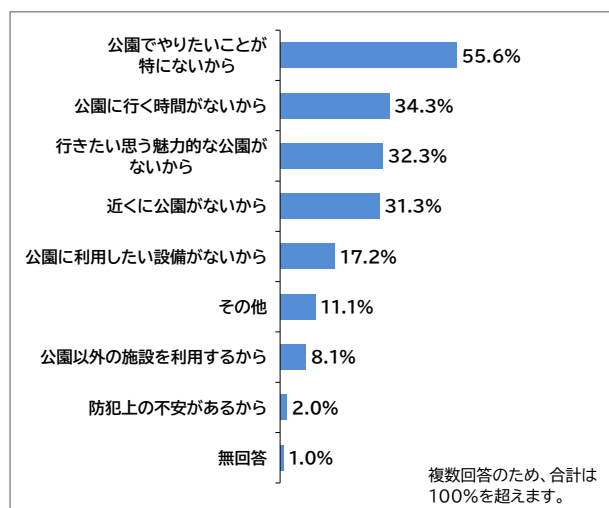
・緑に求める機能は「空気の浄化、気温などの調節する機能」(73.5%)、「心に安らぎを与える場所」(65.3%)、「自然や土とのふれあいの場」(51.7%)であり、気象等の調節機能と安らぎや憩いが望まれています。



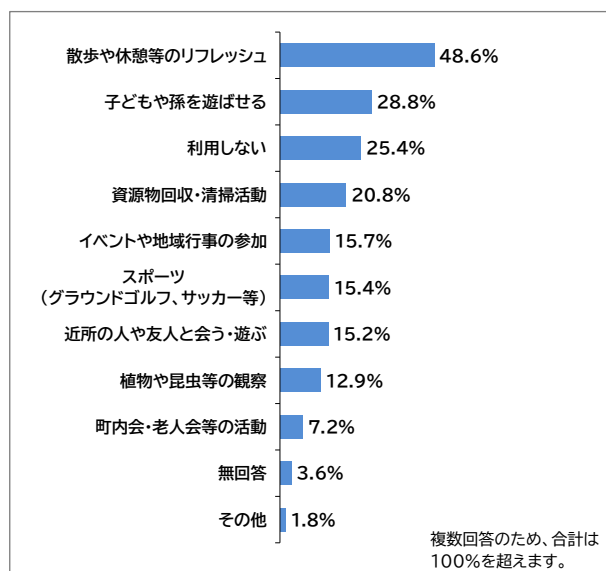
・公園や緑地の利用について「ほとんど利用しない」(55.3%)が多く、過半数を超えています。



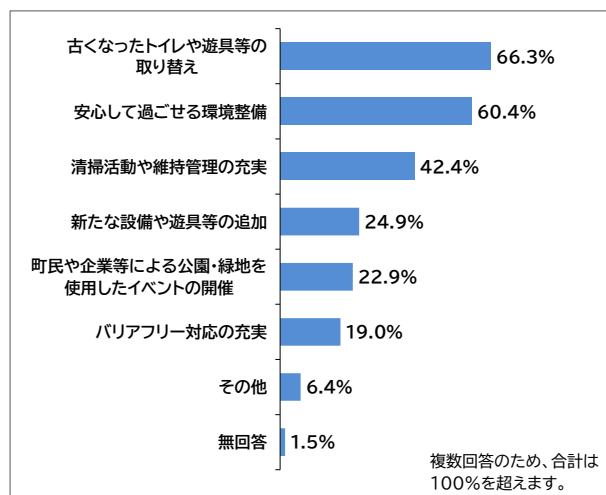
・公園や緑地を利用しない理由は「公園でやりたいことが特になから」(55.6%)が多く、公園が住民ニーズにあっていないと考えられます。



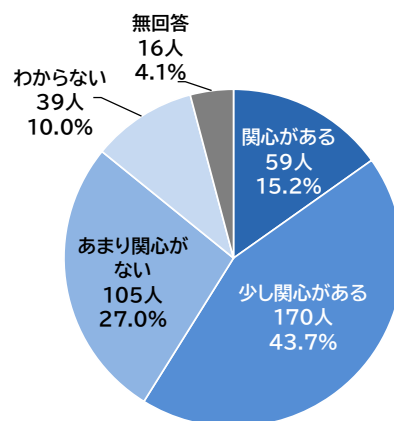
・公園や緑地を利用する目的は「散歩や休憩等のリフレッシュ」(48.6%)が多く、歩くことやジョギングなどの利用が考えられます。



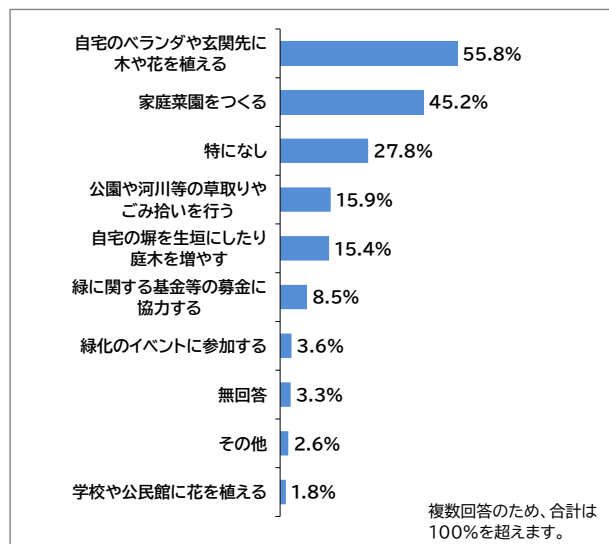
・公園や緑地を今後利用してもらうために行うべきことは「古くなったトイレや遊具等の取り替え」(66.3%)、「安心して過ごせる環境整備」(60.4%)、「清掃活動や維持管理の充実」(42.4%)であり、施設の維持管理や安全面の確保が必要と考えられます。



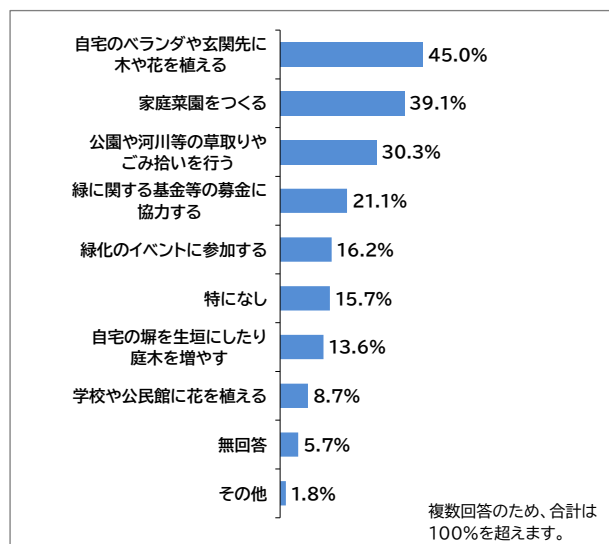
・緑化の推進や緑の保全活動へ参加することへの関心は「関心がある」と「少し関心がある」を足すと58.9%であり、関心度は高いです。



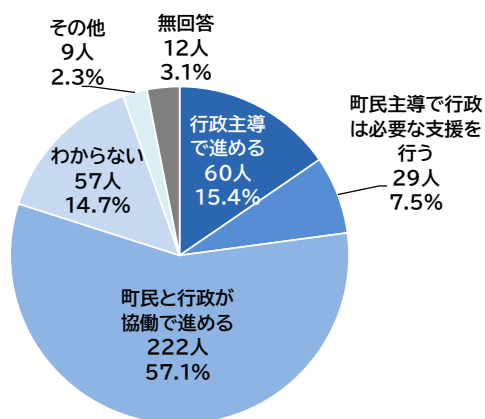
・すでに取り組んでいる緑化の推進や緑の保全活動は「自宅のベランダや玄関先に木や花を植える」(55.8%)、「家庭菜園をつくる」(45.2%)であり、個人や家庭でできることが多いです。



・今後、参加・協力できそうな緑化の推進や緑の保全活動は「自宅のベランダや玄関先に木や花を植える」(45.0%)、「家庭菜園をつくる」(39.1%)、「公園や河川等の草取りやごみ拾いを行う」(30.3%)であり、公共空間の維持管理については3割の方ができそうと考えています。



・緑化の推進や緑の保全活動は「町民と行政が協働で進める」(57.1%)であり、過半数が協働で進めるべきと考えています。



(3) 緑の保全と緑化の施策

基本方針1 “つながる”水と緑の保全と創出

方針1-1 貴重な自然環境の保全

① 自然環境の保全・活用

本町には、豊かな自然資源の宝庫である鈴鹿国定公園、自然を体感し学習できる三重県民の森やキャンプ場などが動植物の貴重な生息空間、人々のレクリエーション活動の場となっています。

また、優れた自然環境を次世代へ継承していくため、恵み豊かな環境を確保するとともに、将来にわたって維持されるように適切に保全する必要があります。

【取組】

- 豊かな自然に囲まれた三重県民の森や東海自然歩道などの保全と活用
- 自然景観を楽しめる鈴鹿国定公園などの保全と活用

② 天然記念物や史跡の保全

本町には、国の天然記念物に指定されている田光のシデコブシ及び湿地植物群落をはじめ、地域の史跡などの文化財が貴重な緑となっています。

これらの歴史・文化的な緑を景観資源として活かすとともに、歴史的景観を保全する必要があります。

【取組】

- 田光のシデコブシ及び湿地植物群落などの保全
- 城跡や神社仏閣など地域の史跡や歴史・文化施設の保全

方針1-2 樹林地・農地の保全

③ 樹林地の保全・活用

町域の約半分を占める森林には、多くの動植物が非常に密接で複雑な関係を築き上げて生息しているため、生物多様性を保全する上で重要な役割を担っています。

また、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林整備計画に基づき所有者が行う森林整備を支援する必要があります。

【取組】

- 森林整備計画に基づいた整備・保全
- 適正な森林経営管理の推進

④ 農地の保全・活用

本町の市街地周辺部には、雄大な鈴鹿山脈を背景とした多くの優良農地があり、今後も継続的な保全を図る必要があります。

また、優れた田園景観を守るため、耕作放棄地や遊休農地の解消、農業施設の長寿命化に向けた取組、有害鳥獣対策を促進する必要があります。

【取組】

- 農地の集積や担い手の育成による優良農地の保全
- 耕作放棄地や遊休農地の再活用
- 農業施設の長寿命化
- 有害鳥獣対策の推進

方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

⑤ 住民が親しむ河川の保全・活用

水と緑のネットワークとしての河川整備を図るとともに、住民の憩いの場として楽しめる水辺空間、親しみある河川景観を形成する必要があります。

また、河川改修の際には環境保全のため、生物の生息・生育・繁殖環境などに配慮した多自然川づくりを行うよう働きかけます。

【取組】

- 水辺の魅力創出とにぎわいづくり
- 河川浚渫などによる景観形成の推進及び浸水被害の抑制
- 生物の生息・生育・繁殖環境などに配慮した多自然川づくりの活用

方針1-4 自然とふれあう場の整備と充実

⑥ 多様な観光ニーズへの対応

本町へは、川のせせらぎが楽しめる湯の山温泉街や自然豊かな鈴鹿山麓が織りなす四季折々の景観などを求め、年間250万人前後の観光客が訪れています。

また、新名神高速道路菰野ICの供用開始、湯の山かもしか大橋が架橋されたことにより、湯の山温泉街へのアクセスが大きく向上したことから、より多くの人が豊かな自然とふれあえる場となるよう、魅力のある環境整備が必要です。

【取組】

- 住民も来訪者も自然の魅力を楽しめる環境整備
- 湯の山温泉街などの地域資源を活かした景観整備

方針2-1 身近な公園の充実と再編

① 身近な公園の再整備

遊具やベンチなどの公園施設の点検を定期的 to 実施し、施設の更新や修繕を行うことで利用者が安全で安心して利用できる公園管理に努めます。

また、町内の公園情報や緑地等を活用したイベントの開催情報を広報誌やホームページ、アプリ等で発信していきます。

【取組】

- 地域の公園の再整備と維持管理の充実
- 公園利用者への情報発信

方針2-2 核となる公園緑地の整備・利用促進

② 拠点となる公園の再整備

本町には、7つの都市公園があり、多様化する住民ニーズに対応するため、地域住民や関係団体など多様な主体と協力して、老人や子ども、障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して楽しめる公園づくりに取り組みます。

さらには、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化するため、公園施設長寿命化計画の策定が必要となります。

また、既存の公園や土地区画整理事業に伴って創出される公園緑地を都市公園として位置づけます。

【取組】

- 誰もが安心して利用しやすい公園づくり
- 公園施設長寿命化計画に基づいた公園施設の適正管理による利便性の向上
- 既存公園を都市公園として位置づけ
- 菰野インター周辺地区土地区画整理事業で整備される公園を都市公園として位置づけ

方針2-3 “まちなか”緑化の推進

③ 公共施設緑化の推進

公共施設においては、快適で親しみのある空間となるように敷地内の植栽などを推進するとともに、新設や改築時には、緑地空間を十分確保する必要があります。

また、既存の街路樹を適切に維持管理するとともに、まちなみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている箇所については、管理手法などの検討が必要となります。

【取組】

- 公共施設の敷地内緑化の推進
- 街路樹の適正な維持管理

④ 民有地緑化の推進

開発事業においては、各種法令及び指導要綱に基づき、住宅や工場、事業所などの緑地の確保について適正な指導を行います。

また、民有地緑化を推進するため、既存制度の見直しを検討します。

【取組】

- 住民や事業者の協力による身近な緑化の推進

方針2-4 防災・減災機能の充実

⑤ 緑地の防災機能の充実

緑地は、災害時の避難場所や災害救助活動拠点、延焼遮断帯などの多様な防災機能を有しています。本町では、公共施設の多くが避難所に指定されており、避難所としての防災機能の充実を図る必要があります。

また、緑地などにおいて自治会・住民・企業等と連携した防災訓練等を実施し、防災意識の向上や自助・共助による地域防災力の向上を推進します。

【取組】

- 緑地の防災機能の整備・充実
- 学校グラウンド等を避難場所として活用
- 地域と連携した防災訓練等の実施

基本方針3 みんなで“育てる”緑づくり

方針3-1 緑化や保全の支援

① 緑のまちづくり活動の推進

緑の保全や緑化の推進には、地域住民の参加と協力が不可欠であることから、地域住民の主体的な緑地の保全活動を支援します。

住民が自発的に緑化活動に参加できるよう支援する仕組みづくりを検討します。

【取組】

- 地域活動団体の取組への支援
- 住民参加の緑化活動への仕組みづくり

方針3-2 緑に関する人材育成

② 緑豊かな教育環境の創出

住民の緑に関する知識を深めるとともに、環境にやさしい行動を実践できる人を育てるため、緑の少年隊育成の支援をはじめ、環境教育や環境学習の充実を図ります。

また、社寺林など歴史的な緑を保有する文化財については、ボランティアガイドの育成を促進し、保全と活用に努めます。

【取組】

- 次代を担う子どもたちの緑に関する学習環境の充実
- 緑に関するボランティアの養成

方針3-3 緑に関する情報提供

③ 緑化の普及・啓発活動の推進

町の広報誌やホームページ、アプリ等、多様なメディアにより、住民に対して緑に関する情報発信を推進していきます。

また、種まき体験や緑に関する公民館教室の開催などを通じて、緑に対する意識を高める機会を提供していきます。

【取組】

- 緑の募金や種まき体験などによる緑化に対する意識の向上
- 多様な情報ツールによる積極的な情報発信

方針3-4 緑に関する官民連携

④ 多様な主体と連携した協働管理の推進

地域における住民、住民活動団体、企業等の民間主体による活動形態が多様化・高度化し、多様な主体による協働の範囲が広がってきています。このような時代の流れに合わせて、民間活力による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境の整備を行う必要があります。

【取組】

- 民間活力を活用した緑の整備及び運営管理
- 民間活力導入のための仕組みづくり

(4) 緑化重点地区

①緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、緑化の方向性や手法等についてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

②指定の考え方

今後も町内において、緑の保全、創出、活用に積極的に取り組んでいくことを目指し、以下の2地区を緑化重点地区として位置づけます。

■菰野町役場周辺地区

【地区特性】

菰野町役場や保健福祉センター、図書館など公共施設が集約化されており、住民の生活の拠点となっています。また、新名神高速道路菰野ICが供用開始され、組合施行による土地区画整理事業や民間開発による新たなまちづくりが計画されている地区です。

【整備の方向性】

菰野町役場周辺では、新たなまちづくりが進められており、菰野町の新たな玄関口として、まちなみと一体となった沿道緑化や公園整備などにより、緑とまちなみが調和した良好な景観を整備します。

■三滝川河川敷地区

【地区特性】

市街化区域に隣接し、ジョギングロードとして菰野西競技場、大羽根野球場、体育センターなど町内の運動施設を結ぶ軸となっています。また、住民にとって身近な親水エリアとなっている地区です。

【整備の方向性】

子どもは安心してのびのびと遊具や広場で遊べる、大人や高齢者はスポーツや健康づくり、自分の時間をゆっくり過ごすなど、子どもから高齢者まで誰もが自分に合った過ごし方を選択できるエリアを整備します。

また、三滝川両岸のジョギングロードは、住民にとって快適な健康増進の場となるよう、ベンチなどの休憩施設や安全に配慮した管理施設を整備します。

■緑化重点地区(菰野町)の位置

